

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が厳しくなっているひとり親世帯の支援のため、ひとり親世帯臨時特別給付金を給付しています。また、令和2年12月11日時点で基本給付の支給を受けている人または申請している人に対して基本給付を再支給しています。 子育て支援課 (☎ 82-1175)

基本給付	対象者	次の①～③のいずれかに該当する人 ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている人 ② 公的年金等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人 ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される人も対象となります。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人
	給付額	1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付	対象者	上記①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人
	給付額	1世帯5万円
申請期限		令和3年2月28日(日) (消印有効)
申請方法		上記①に該当する人：基本給付は申請は不要です。追加給付は申請が必要です。収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただけます。 上記②③に該当する人：基本給付、追加給付ともに申請が必要です。子育て支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入して提出してください。
再支給	対象者	次に該当する人に基本給付を再支給しています。(追加給付の再支給はありません) ・令和2年12月11日時点で基本給付の支給を受けている人 ※原則申請は不要です。ただし、令和2年12月11日時点で上記基本給付の申請を行っていない人で、同日以降に基本給付の申請を行う人は再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。

◆山口県受診相談センター

感染症に関する症状や感染予防、検査方法等について、専従スタッフによる助言や情報提供が受けられます。

7700 (IP電話、ひかり電話など ☎ 083-902-2510) 【毎日24時間対応】

◆市の健康相談窓口 感染予防・健康に関する相談等について、受け付けています。

●健康増進課 ☎ 71-1814 FAX 73-1879 【平日8:30～17:15】

◆市の総合窓口 相談先が分からない場合に、問い合わせ窓口をご案内します。

●新型コロナウイルス対策総合窓口(総務課危機管理室内)

☎ 82-1122 FAX 83-2604 【平日8:30～17:15】

市ホームページ「新型コロナウイルスに関連したお知らせ」▶

